

十九八七	六五四	三二一	○基年財務省告示第 け国債き、平成三十行年條八十件の二 平成三十六年八月等を次月十七日とおり告示する省令(平成十四項の規定個人向に)
初利發發期率行行利価日子格	振額最低額面金	用振の法發號名稱及び記	社債條款別五年個人向 へ平成一年法會計(第八十 株式等の振替に關する法律 二十九年特例)付國庫債券 へ固定
た期平年額平す額の振 金と成○面成るの記替 額し三・金三。整載法 を、十〇額十數又の 支次一五百年的記定 払の年パ円七金錄に う算一ーに月金錄に 。式月セつ十額はよ たに十ンき七に、る だより五ト百日よ最振 しり日円る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下へ平成一法會計(第八十 円十金替適「平成株式等の振替に關する法律 七額機用振替十三年特例)付國庫債券 万で関を替二十九年特例)付國庫債券 円二は受法一百日受け 三本銀もとのう。七十五 十銀行のものう。七十五 五億とし。の千 七する、の四。 千。そ規。	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下へ平成一法會計(第八十 円十金替適「平成株式等の振替に關する法律 七額機用振替十三年特例)付國庫債券 万で関を替二十九年特例)付國庫債券 円二は受法一百日受け 三本銀もとのう。七十五 十銀行のものう。七十五 五億とし。の千 七する、の四。 千。そ規。	財務大臣 麻生太郎
			月等を次月十七日とおり告示する省令(平成十四項の規定個人向に)

十一
一
二
三
四
五
六
十
十
十
十
十
十
十

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

後 第 二 期 以
の 利 子 以

期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$$

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
中日平額平成三十一年七月十五日
中途成金額百円につき百円
日本銀行の買取り又は支店
年に区分に応じ、その後に平成
式次うまら平成三十一年七月十五日
に計算出した金額とぞれの額は、
までの間の場合額面金額+経過利子に相当す
る金額× $\frac{79.685}{100}$ +第二期利子
に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$)
平成三十一年七月十五日前か
の場合は、
後の場合
額面金額+経過利子に相当す
る金額-利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

(二)

中日平額平成三十一年七月十五日
中途成金額百円につき百円
日本銀行の買取り又は支店
年に区分に応じ、その後に平成
式次うまら平成三十一年七月十五日
に計算出した金額とぞれの額は、
までの間の場合額面金額+経過利子に相当す
る金額× $\frac{79.685}{100}$ +第二期利子
に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$)
平成三十一年七月十五日以
の場合は、
後の場合
額面金額+経過利子に相当す
る金額-利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の相続税法等の一部を改受する事項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法等の一部を改受する事項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法等の一部を改受する事項に規定す
 三るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規続税法（）第三条の四第一項に規定す
 十一年一月十五日か
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益する特二十五年法律第七十三号）
 式次る中あ、當、る二域若つ條法みのと受益する特二十五年法律第七十三号）
 にのも途つ平該當救十にしての律、居き地住にはを別十規定する事項に規定す
 よ区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 り分と金も三人災の年いは、九六方自る市のむ害条の者の改受する事項に規定す
 算にしを、十向害行法て總當第十自治市町相。者四改受する事項に規定す
 出応、請當一けにわ律、合該一七治市項号法（）扶四改受する事項に規定す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法（）扶四改受する事項に規定す
 た、のす個七債かる百害と又の（）扶四改受する事項に規定す

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年七月十五日以前の毎回の額に相当する金額を、(初期利子に相当する額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子) 平成三十一年一月十五日現在の額に相当する金額とし、

平成三十一年七月十五日以前の毎回の額に相当する金額を、(初期利子に相当する額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子) 平成三十一年一月十五日現在の額に相当する金額とし、